

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(i) 地域の人口構造

平成27年国勢調査時の川西町の人口は15,751人、世帯数4,553人で、人口及び世帯数ともに減少傾向にあり、高齢化率が33.9%と着実に少子高齢化が進行している。これらの最も大きな要因として、図2のとおり、主に若年層が進学、就職及び結婚等を機に都市部や近隣市町へ流出する人口の社会減少が影響している。また、国立社会保障・人口問題研究所によると2040年（平成52年）の推計では、高齢化率はさらに進行し、人口が約10,000人になると見込まれている。

平成12年に、町全域が過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の指定を受けた。

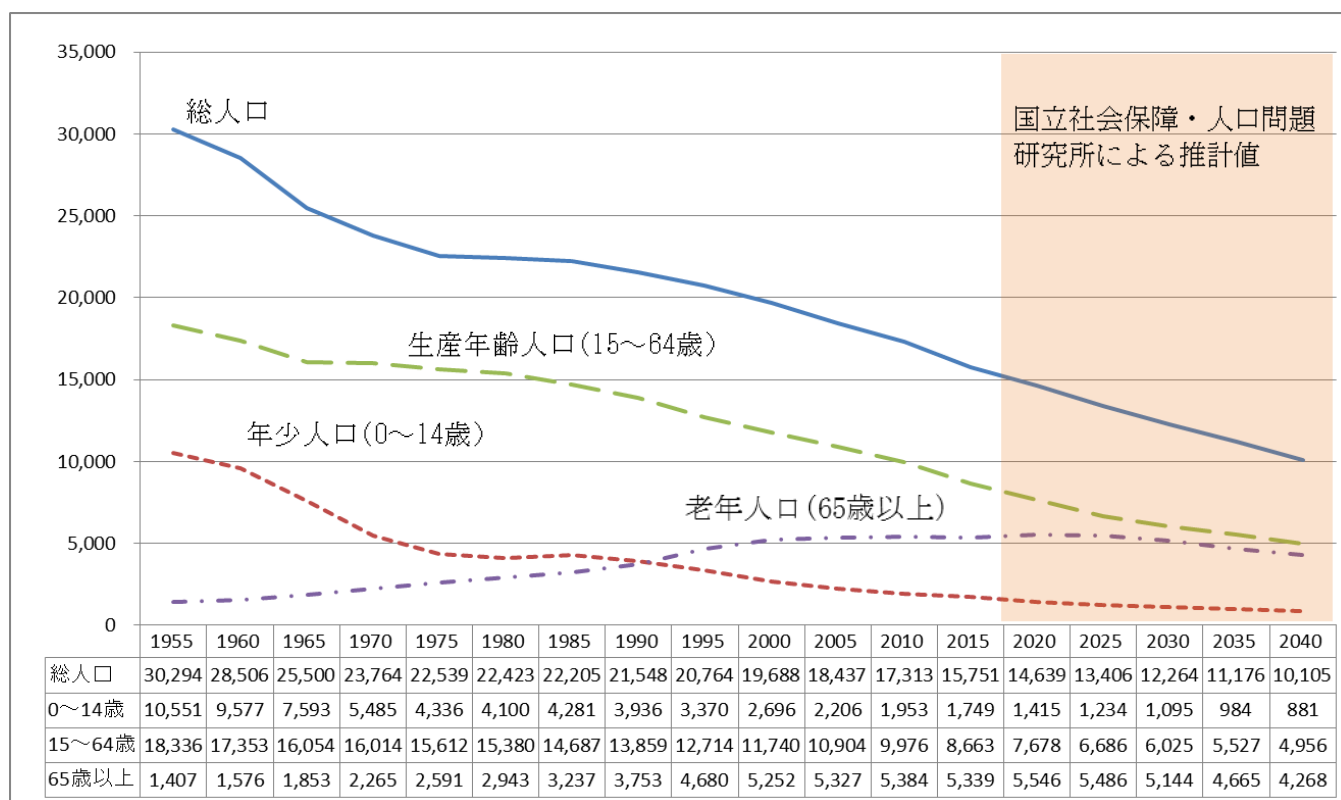


図1：川西町の総人口及び年齢3区分別人口の推移（単位：人）

1955年～2010年は国勢調査 2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計より

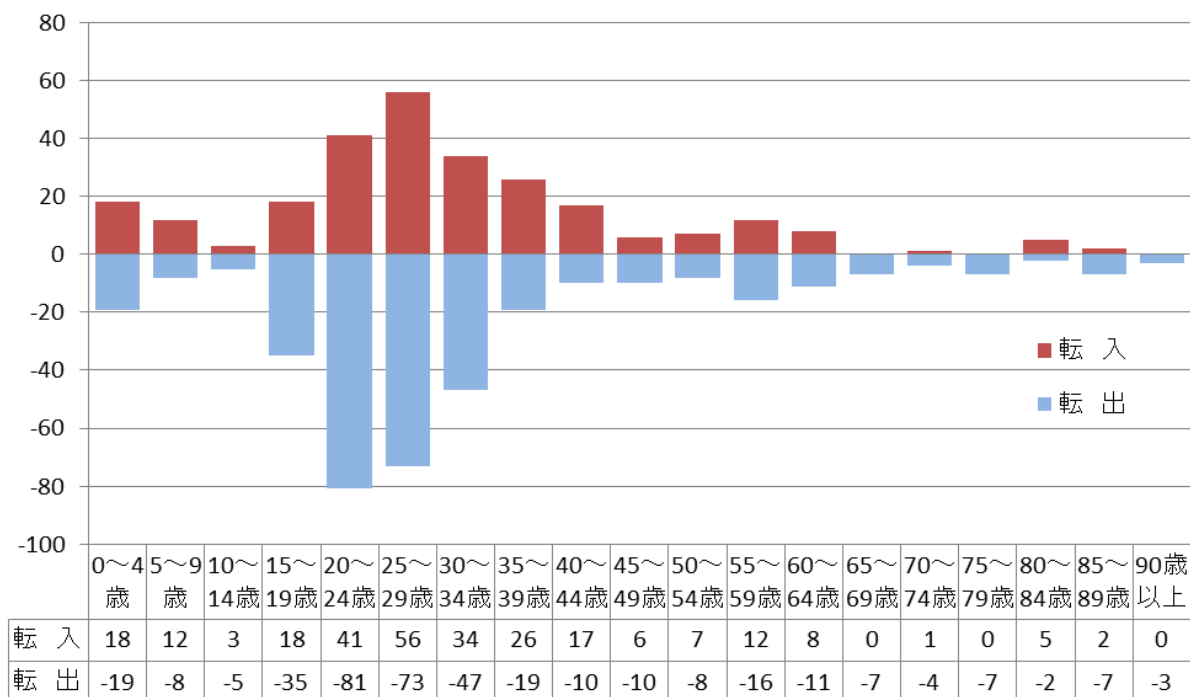


図2：川西町の年齢階層別転入・転出状況（平成26年）（単位：人）

総務省 住民基本台帳移動報告より

(ii) 産業構造

川西町の産業別の事業所数及び就業者数は図3、4のとおりである。町内の事業所のほとんどが中小企業基本法で定義される中小企業であり、そのうち小規模企業振興基本法で定義される小規模事業者が過半数を占めている（表1参照）。また、事業所・企業統計調査及び経済センサス-活動調査における町内全体の事業所数及び就業者数は、ともに昭和56年調査時をピークに減少の傾向にある。なお、産業ごとの特徴については下記のとおりである。

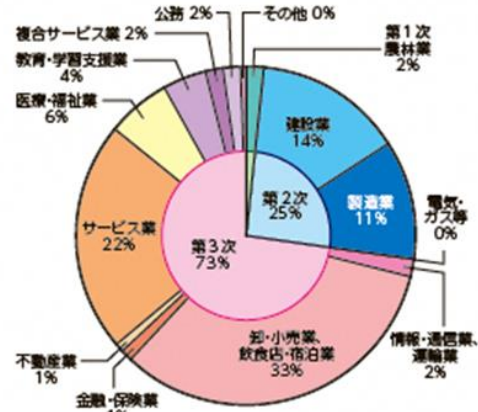
第1次産業…恵まれた自然環境を活かした水稻及び畜産等の農業が町の基幹産業であり、全就業者数の19%を占める。また、町が推進していることもあり、生産者が自ら加工・販売まで行う「6次産業化」が取組まれている。

第2次産業…三菱鉛筆(株)及び関連企業による筆記用具、電気機械器具等の製造業が盛んである。

第3次産業…拠点病院である公立置賜総合病院や複数の介護福祉施設が町内に立地することから、医療・福祉業の就業者が全業種中24%と最も高い。小売・飲食業及びサービス業等の事業所数の割合は比較的高いが、ほとんどが家族経営等による小規模事業者である。

第1次	農林業	12	12
第2次	建設業	102	182
	製造業	80	
第3次	電気・ガス等	1	518
	情報・通信業、運輸業	11	
	卸・小売業、飲食店・宿泊業	237	
	金融・保険業	7	
	不動産業	5	
	サービス業	158	
	医療・福祉業	43	
	教育・学習支援業	30	
	複合サービス業	12	
	公務	11	
	その他	3	

計 712



【注】農林業は、個人経営の事業所を除いた数。

図3：川西町の産業別事業所数（単位：事業所）

第1次	農業	1,368	1,371
	林業	3	
第2次	建設業	511	1,876
	製造業	1,365	
第3次	電気・ガス等	3	4,035
	情報・通信業、運輸業	91	
	卸・小売業、飲食店・宿泊業	790	
	金融・保険業	57	
	不動産業	21	
	サービス業	497	
	医療・福祉業	1,748	
	教育・学習支援業	321	
	複合サービス業	229	
	公務	238	
	その他	40	

計 7,282

平成26年経済センサス-活動調査より

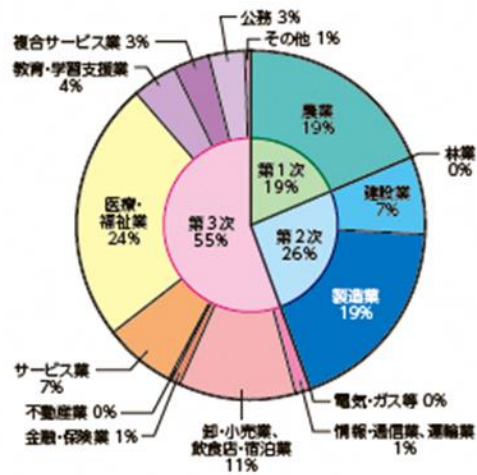


図4：川西町を就業地とする産業別就業者数（単位：人）

平成27年国勢調査より

表1：川西町の中小企業及び小規模事業者の数

	中小企業	うち小規模事業者	小規模事業者の構成比
事業所数	615	524	85.2%
従業員数(人)	5,067	3,036	59.9%

平成24年経済センサス - 活動調査より

(iii) 中小企業者の実態等

川西町が実施している「平成29年度町内事業所アンケート」によると、平成28年と平成27年を比較した売上高の割合の問いでは、「変化なし」が41%（前年度調査比9%増）、「減少」が21%（前年度調査比11%減）と、景気の回復の実感をしにくい状況にあることが伺える。また、正

規従業員の過不足状況の問いでは、「不足、やや不足」が67%と、これまでの同調査の中で最も高い数値となった。経営における問題点の問いでも、「人材不足」の回答が最も多く、次点で「売上の停滞・減少」が多い。

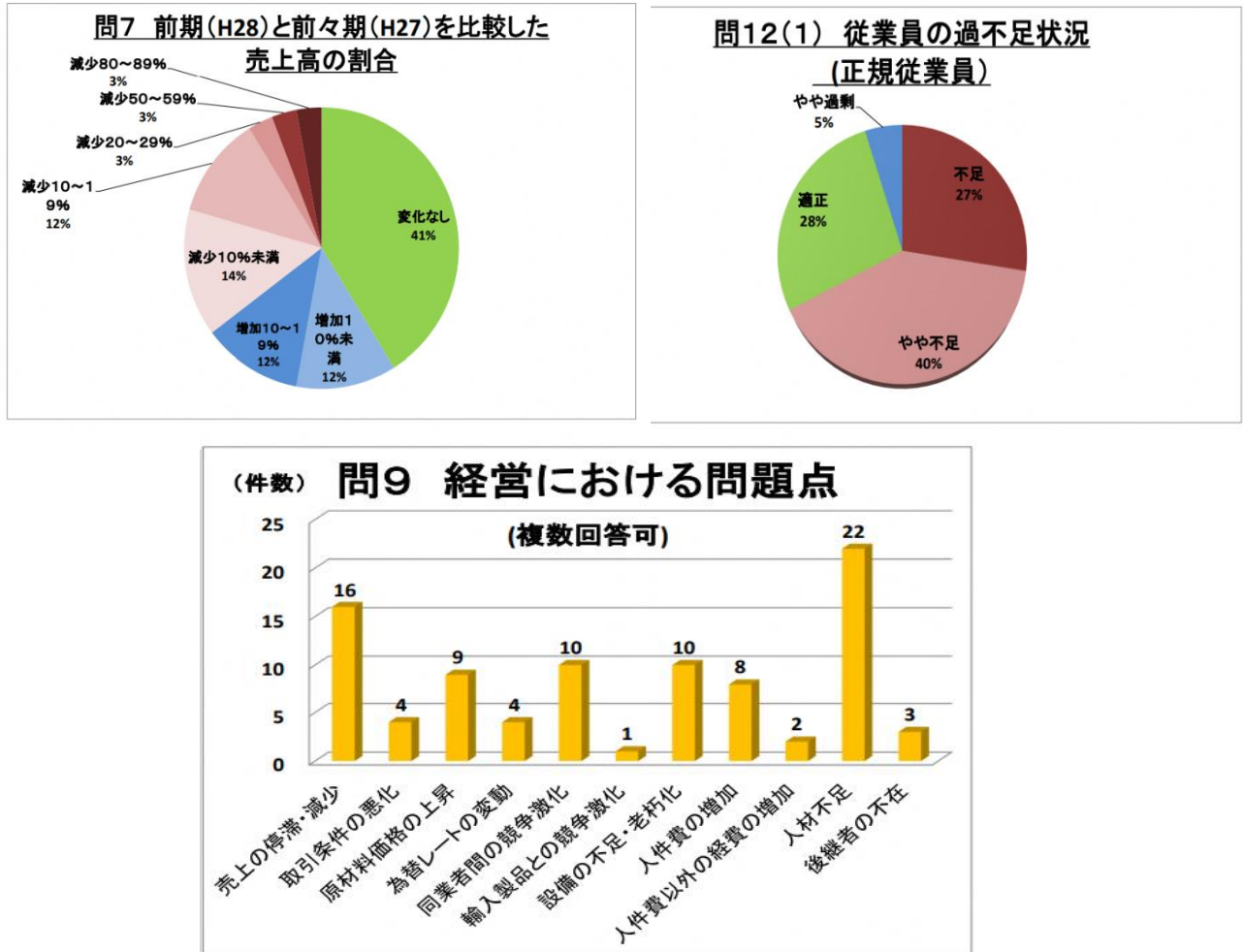


図5：平成29年度町内事業所アンケート結果

川西町産業振興課 平成29年度町内事業所アンケートより

※アンケート対象事業所：川西町内で5人以上の従業員を雇用している法人の事業所

※回答：対象78事業所中、41事業所回答、回答率52.6%

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、(1)の(iii)に記載の町内中小企業者を取巻く「人材不足」や「売上の伸び悩み」等の諸課題の解決を図り、中小企業者ひいては町内経済の持続的な発展を目指す。

これを実現するために、本計画の計画期間中に6件(年間2件)の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

1 (1) の (ii) に記載のとおり、川西町の事業所は、第1次産業から第3次産業まで多岐にわたり存在し、あらゆる業種の中小企業者が、地域経済を牽引するとともに雇用を創出する源である。したがって、町内中小企業者の先端設備等の導入による生産性向上を目的としたあらゆる取組を支援する観点から、本計画において対象とする先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項において規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

1 (1) の (ii) に記載のとおり、本町の第1次産業については農業が盛んであり、農地は町内全域に広がっている。また、第2次産業及び第3次産業に分類される事業所も、特定地域に偏ることなく町内全域に立地している。したがって、川西町に所在する中小企業者の生産性向上の実現を広く支援する観点から、本計画において対象とする区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

(i) 対象業種

1 (1) の (ii) に記載のとおり、川西町の事業所は第1次産業から第3次産業まで多岐にわたり存在し、あらゆる業種の中小企業者が、地域経済を牽引するとともに雇用を創出する源であり、広く生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

(ii) 対象事業

先端設備等の導入による生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進及び市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、様々な内容が想定される。したがって、本計画において対象とする事業は、労働生産性の年率3%向上に資すると見込まれるものであれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

- (1) 導入促進基本計画の計画期間
国が本計画を同意した日から3年間とする。
- (2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

経済産業大臣が定める「中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針」に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

ア 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

イ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

ウ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。